

N

etwork

Tokyo

ネットワーク東京

2022年(令和4年) 5月1日(毎月1日発行) 第592号

5

2022
Vol.592

特集

「短時間労働者の社会保険適用拡大」 セミナーから



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 広報誌
<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

東京都の姉妹友好都市
イギリス ロンドン市

いつもキレイを維持できる。

抜群の耐薬品性を誇るソリッドシールに
耐ヒールマーク性をプラスした、新たなフロアシール剤！

SUSTAINA^{サステイナ} SOLID SEAL TRAFFIC

ソリッドシール トラフィック

抜群の耐ヒールマーク性・耐薬品性



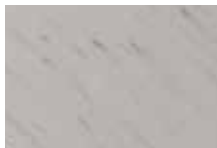
主剤：4.55kg



添加剤：0.45kg

▶ 抜群の耐ヒールマーク性

新世代のメンテナンスを可能にするフロアシール剤「ソリッドシール」に、さらに**耐ヒールマーク性**をプラスしました。



高耐久樹脂ワックス



ソリッドシール



ソリッドシール トラフィック

試験方法

高耐久樹脂ワックス、ソリッドシール、ソリッドシール トラフィックをそれぞれホモジニアス
タイルに塗布し、乾燥後ゴムブロック片で強く擦り、傷や汚れの入り具合を観察

▶ 抜群の耐薬品性

塗装後急速に塗膜が緻密化するので液体が浸透しにくく、浸透しても
強結合架橋が塗膜組織を守ります。



一般樹脂ワックス



アルコールで白化
(早い場合は5分程度で白化)



ソリッドシール



白化しない
(一晩乾燥後も)



ソリッドシール トラフィック



白化しない
(一晩乾燥後も)

ソリッドシールトラフィック

検 索



大切な場所には、きっと。

「東京ビルメンお仕事さがし」へご登録を！

<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

現場の声から生まれた 新しい形のポケット



スマートケース

サイズ
横 20cm
高さ 21cm
幅 2.4cm

Point 1.

「シートは何度でも
使用可能な防水仕様」



防水だから濡れたそうきんを
入れても安心。
シートは取り外しできるので
洗って何度でも使えます。
ケース自体も長持ちする
スマートエコシート！

Point 3.

「誰でも簡単にケースを
取付けできる」

ベルトやループに簡単に取付け可能です！
作業用途を問わないスマート仕様！



Point 2.

「着脱可能なシートが
簡易ゴミ袋に変身!!」



近くにゴミ箱がなくても平気。
シートは取り外しできるので
拾って溜めたゴミを
いつでも簡単に捨てられます！



高さ
21 cm

横 20 cm

Point 4.

「スマート。
だけど必要な収納力」

メモとペン！
必要な道具を収納するスマートスペース!!



ユニフォームに大きな真心をこめて……

株式会社 大真

(公社)東京ビルメンテナンス協会 賛助会員

TEL.03-3865-2191 FAX.03-3865-2188

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第一東(あずま)ビル3F
http://www.u-taishin.jp E-mail:info@u-taishin.jp

ユニフォームについても
なんでもご相談下さい。



〈お問い合わせはお気軽に!! FAXでも受け付けております〉

会社名	
住 所	
TEL	ご担当者名
ご希望数量	個
ビルメン幹旋価格 ¥1,580-	
※発送はヤマトコレクト等、代金引換とさせていただきます。	

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 令和4年度 協会事業の対応について

新型コロナウイルス感染症は未だ収束の見通しが立たない状況ではあるが、当協会では感染対策を徹底した上で、以下の通り令和4年度事業を実施する予定としている。

なお、新型コロナウイルスの感染状況等によっては、やむを得ず実施内容を変更する可能性があるため、今後の最新情報を協会ホームページ等で随時ご確認ください。

(※令和4年4月15日時点の情報になります。)

1. 令和4年度 各種講習会

令和3年度は通常よりも講習会定員を大幅に縮小して開催しておりましたが、令和4年度は感染状況を注視しながら、なるべく多くの方に受講いただけるよう、対応を検討しております。

受講を希望される方は協会ホームページで最新情報をご確認ください。

2. 第12回 定時総会

6月2日にビルメンテナンス会館にて開催します。

3. 協会創立60周年 記念式典

6月20日に東京国際フォーラムにて開催予定です。

4. 第56回 優良従業員表彰式

6月20日に創立60周年記念式典と併催して開催します。なお、万一中止せざるを得なくなった場合は、表彰状や副賞を各社へご郵送いたします。

5. ビルメンテナンスフェアTOKYO 2022

7月14日、15日に東京都立産業貿易センター浜松町館にて開催します。
詳細については7月号広報誌にて直前特集として掲載する予定です。

各事業の詳細は協会ホームページをご覧ください

<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

QRコードは
こちら



『社会保険適用拡大に関するリーフレット』を制作

2020年6月に施行された「国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、2022年10月から従業員101人以上の規模の事業所については、社会保険の適用対象となる。

当協会では今回の適用拡大の内容について、詳細を分かりやすくまとめたリーフレット『ビルメンテナンスの現場で知った短時間労働者の社会保険適用拡大』を制作した。

本リーフレットの内容については本号特集記事(P6より)でも取り上げているので、各社の人事労務担当者等には是非ご活用いただきたい。

PDFはこちら⇒ https://tokyobm.tacwebadmin.com/photo/event/user/tokyobm/rousai/syakaihoken_leaflet.pdf



1 社会保険の適用拡大

ビルメンテナンス業界は多くの短時間労働者で成り立っています。我が社でも多くの短時間労働者の方に働いていただいています。なぜ今、そのような方を対象にした社会保険の適用を拡大するのですか？

少子高齢化の拡大や、高齢者や女性を中心とする働き手の多様化といった社会の変化を適切に年金制度に反映させることを目的として、2020年5月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立しました。年金の受取開始時期に関する選択肢の拡大や、在職中の年金の受取方の見直しなどの項目と合わせて行われたのが社会保険の適用拡大です。

私も朝の清掃など短い時間で働いているけれど、「短時間労働者」とは誰のことを指すの？

「短時間労働者」とは、1週間の労働時間が、同じ事業主に雇用されている通常の労働者の労働時間よりも短い労働者を指します（パートタイム労働者）。通常の労働者というのは、フルタイム勤務で働く正規雇用の労働者のことを指します。パートタイマーやアルバイト、嘱託や契約社員、嘱社員など名称にとらわれず、通常の労働者よりも短い労働時間であれば「短時間労働者」となります。

私は対象なのかしら・・・現行の社会保険の適用対象がどのようになっているかを教えてください。

まず原則からいって、社会保険は、週の所定労働時間及び1か月の所定労働時間がフルタイムの労働者の4分の3以上であれば加入対象となります。この4分の3要件を満たした方が加入対象となりますが、4分の3要件に該当しなくても次の5つの要件を満たす方は加入対象となっています。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が88,000円以上であること
- ④学生でないこと
- ⑤特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めていること

(特定適用事業所とは、社会保険の被保険者数が常時500人を超える事業所をいい、任意特定適用事業所とは、500人を超える事業所に該当しなくても、労働の合意に基づいて短時間労働者を社会保険の適用対象とする申し出をした事業所をいいます。)

豆知識 | なぜ88,000円以上なの？

新たに対象となるパート労働者の賃金水準（88,000円以上であること）については、国民年金の給付・負担との均衡、すでに厚生年金が適用されている他の労働者との関係、パート労働者自身の保険料負担への配慮などの観点から、最低賃金の水準との関係も踏まえて決められた模様です（社会保険審議会保険制度部会より）。雇用契約によって定められている月額賃金が88,000円以上であることが要件です。残業に対して支払われる賃金には対象になりません。また、通勤手当や賞与なども対象外となっています。

2 新たな社会保険の加入対象者

法律が変わることはわかったけど、「短時間労働者」のうち新たに社会保険の加入対象になる要件はどのようになっているのですか？

現行の適用要件がどのようになっているかを説明します。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること → 変更ありません。
- ②雇用期間が1年以上見込まれること → 「雇用期間が2か月以上見込まれること」に変更されます。
- ③賃金の月額が88,000円以上であること → 変更ありません。
- ④学生でないこと → 変更ありません。
- ⑤特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めていること → 「社会保険の被保険者数の総数が常時100人を超える事業所」に変更されます。更に、2024年10月からは「社会保険の被保険者数の総数が常時50人を超える事業所」に変更されます。

以上を整理すると下表のようになります。

対象要件	事業所の規模要件	短時間労働者の要件			適用除外
		労働時間	賃金	勤務期間	
現行	雇用する被保険者が常時500人超	週の所定労働時間が20時間以上	賃金の月額が88,000円以上	雇用期間が1年以上見込まれること	学生でないこと
2022年10月～	雇用する被保険者が常時100人超	変更なし	変更なし	継続して2か月以上使用される、又は使用される見込みであること	変更なし
2024年10月～	雇用する被保険者が常時50人超	変更なし	変更なし	継続して2か月以上使用される、又は使用される見込みであること	変更なし

これから順次、改正が行われ、適用時期は企業の従業員数で異なってくるというのですが、従業員数はどの時点で、どのようにカウントするのでしょうか？

我が社がいつ対象になるのか心配なんです・・・

原則として、被保険者である従業員数における基準を上回る事業場が、社会保険の適用対象となります。短時間労働者の数は企業規模要件を判断するときにはカウントしないという点がポイントです。2022年10月以降に適用事業所となる会社（被保険者数が101人から500人である会社）には2022年8月頃までに日本年金機構からお知らせの通知書類が届くことになっています。月ごとに従業員数が上下している場合もありますので、どの時点で従業員数が判断すればいいのか迷うところかと思いますが、月ごとに従業員数が上下している場合は「直近12か月のうち6か月間で基準を上回った段階」で適用となります。適用対象となった後に、従業員数が減少して適用規模を下回ったとしても、原則として引き続き適用されることとなります。企業をはじめとする法人の場合は同一法人番号内の対象者を合計するのに対し、個人の事業所は事務所ごとにカウントすることとなります。

■従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計
『現在の厚生年金保険の適用対象者』

A フルタイムの従業員数
B 週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数
※従業員には、パート・アルバイトも含まれます。

※Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。
※原則として、従業員数の基準を常時上回る場合には適用対象になります。
※自主的に判断し、速やかに届け出なくてはならない。なお、直近12か月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用します。
※法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は各々の事業所ごとにカウントします。
＜厚生労働省：社会保険適用拡大特設サイトより＞

Topics

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
令和4年度 協会事業の対応について

3

Clip Board

『社会保険適用拡大に関するリーフレット』を制作

4

特集

「短時間労働者の社会保険適用 拡大」セミナーから

6



Special

委員会紹介 Vol.1 建築物衛生管理委員会

16

令和4年度 東京都所有の建築物の
維持管理に関する要望の回答

20

Special

読者投稿 『おすすめ本とやさしい温泉』

26

Series & Regular

■連載	ちよっと一服 #296	28
■連載	環境関連情報「3Eレポート」 #53	29
■連載	社会の主な出来事	30
■連載	なんでも相談コーナー	31

	5月・6月の講習会カレンダー	32
■連載	おすすめ製品コーナー	34
	協会からのご案内済み一覧／編集後記	35
	告知板	36

Cover Story

テーマ：東京都の姉妹友好都市

イギリス ロンドン市 (2015年10月14日提携)



世界都市として政治的、経済的に強い影響力がある。また、文化的な多様性があり、多くの言語が使われ、外国人旅行者が訪れる都市である。オリンピック・パラリンピックとラグビー・ワールドカップの開催都市であった共通点を持ち、都市づくり・環境・交通・スポーツイベントなど幅広い分野で交流・協力を行っている。

About Us

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会
設立
昭和37年(1962年) 5月15日
公益社団法人移行
平成23年(2011年) 2月1日
会員数
正会員509社／賛助会員69社
(令和4年4月30日現在)

「短時間労働者の社会保険適用拡大」セミナーから

2020年6月に公布された「国民年金法等の一部を改正する法律」の適用範囲が、2022年10月から従業員数101人以上に拡大され、短時間労働者を多く抱えるビルメンテナンス業において今後大きな影響が見込まれる。

当協会では本改正について「ビルメンテナンスの現場で知っとク 短時間労働者の社会保険適用拡大」と題してリーフレットにまとめ、さらに特定社会保険労務士である高橋健氏を講師としてお招きし、適用拡大による様々な影響と今後の企業における対策等について、リーフレットをもとにオンライン配信にて講演していただいた。

なお、リーフレットは誰でも協会ホームページよりダウンロード可能となっているので、各企業の人事労務担当者や現場管理者には、本特集と併せてご活用いただきたい。

開催日時：令和4年2月25日

講師：特定社会保険労務士 高橋 健 氏

参加者：約80名（オンライン参加）

ビルメンテナンスの現場で知っとク

短時間労働者の社会保険適用拡大

教えて 律子先生!!

2020年6月に施行された国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、2022年10月から従業員数101人以上の規模の事業所について、社会保険の適用拡大の対象となります。

■今回変更のポイントについて

短時間労働者への社会保険の適用拡大については、**従業員数501人以上**規模の企業においては既に2016年からスタートしているのですが、2022年10月からは**従業員数101人以上**の規模の企業において、2024年10月からは**従業員数51人以上**の規模の企業において、パートやアルバイトの方であっても要件を満たす場合には社会保険の被保険者となるよう、適用が拡大されることになったものです。

社会保険の適用拡大の内容について解説します。
今回の法改正について一緒に考えてみましょう！



律子先生

労務管理のエキスパート。法改正などをわかりやすく伝えることが目標。



ビル助
(清掃会社社長)

社員が自分の子供にも入ってほしいと思えるような会社づくりを目指している。経営者としての責任も重く感じている。



ビル美

入社2年目で10時～16時の時短勤務のパート従業員。

いっしょに頑張ろう！応援しているよ!!

イメージキャラクター
「大江山の鬼」

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会

リーフレット URL：

https://tokyobm.tacwebadmin.com/photo/event/user/tokyobm/rousai/syakaihoken_leaflet.pdf



社会保険適用拡大により 対象となる企業

我が国の社会保険制度は、大きく分けて「医療保険」、「年金保険」、「介護保険」、「雇用保険」、「労災保険」の5つに分かれています。今回の改正は、このうちの「医療保険」と「年金保険」についてです。何が変わってくるかというと、加入すべき対象者の状況に応じて、医療保険については健康保険と国民健康保険、年金保険については国民年金と厚生年金、各々の加入区分の線引きについて見直し、順次行われています。

今後、社会保険の適用対象者の範囲が拡大されていきますが、具体的に言うと、健康保険と厚生年金への加入要件の拡大ということになります。

2022年の10月からは、従業員が101人以上の規模の企業、2024年10月からは従業員51人以上の企業において、これまで加入対象者でなかったパート・アルバイトの方についても、一定の要件を満たした場合、社会保険の対象者になります。

企業規模を表現する際に用いられる人数表現の言葉、「以上」、「超える」、「以下」、「未

今回変更のポイントについて

短時間労働者への社会保険の適用拡大については、**従業員数 501 人以上**規模の企業においては既に 2016 年からスタートしているのですが、2022 年 10 月からは**従業員数 101 人以上**の規模の企業において、2024 年 10 月からは**従業員数 51 人以上**の規模の企業において、パートやアルバイトの方であっても要件を満たす場合には社会保険の被保険者となるよう、適用が拡大されることになったものです。

満」等についてですが、例えば101人以上というのは、101人を含んだ「以上」、51人以上というのは、51人を含んだ「以上」、言葉を変えると「100人を超える」、「50人を超える」というような表現ですので、それぞれ「101人以上」、「51人以上」という表現になっています。

短時間労働者に社会保険が 適用される所定労働時間

短時間労働者というのは具体的に誰を指すのか、というところから見ていきたいと思います。

「短時間労働者」というのは、1週間の労働時間が、同じ事業主に雇用されている通常の労働者の労働時間よりも短い労働者を言います。

これは、たとえ1時間でも2時間でも、フルタイムの方よりも時間が短い労働者の方全てを指します。短時間労働者というと、パート・アルバイトの方をイメージしますが、嘱託の方、契約社員の方、名称が「準社員」であったとしても、通常のフルタイムの方よりも短い労働時間であれば、名称にとらわれず「短時間労働者」ということになります。

現行の社会保険の適用対象は、原則で言いますと、週の所定労働時間、1か月の所定労働時

対象要件	事業所の規模要件	短時間労働者の要件			
		労働時間	賃金	勤務期間	適用除外
現行	雇用する被保険者が常時500人超	週の所定労働時間が20時間以上	賃金の月額が88,000円以上	雇用期間が1年以上見込まれること	学生でないこと
2022年10月～	雇用する被保険者が常時100人超	変更なし	変更なし	継続して2か月以上使用される、又は使用される見込みであること	変更なし
2024年10月～	雇用する被保険者が常時50人超	変更なし	変更なし	継続して2か月以上使用される、又は使用される見込みであること	変更なし

間がフルタイムの方の4分の3以上の方については、社会保険制度の適用対象になり、健康保険及び厚生年金の加入対象者になります。フルタイムの方が週40時間であれば、週30時間以上働いている方が対象になります。

ここで労働時間というのは、所定労働時間のことです。よく勘違いされますが、労働時間を表現する場合、所定労働時間と法定労働時間の2種類があります。

労働基準法上では、1日8時間、1週間40時間を超えて働かせてはならないとあります。この8時間、40時間が法定労働時間です。

一方、それぞれの会社で決められた労働時間、それが所定労働時間です。就業規則等に始業は何時、終業は何時、休憩は何時間という規定が盛り込まれているかと思いますが、それぞれの会社が必ずしも法定労働時間どりの8時間ではないはずです。

例えば、9時から5時半が就業時間、間1時間の休憩があるということであれば、実労働時間は7時間30分ということになります。この7時間30分が所定労働時間です。よって、単に週30時間という話ではなく、お勤めの会社の所定労働時間の4分の3という解釈になりますので、お間違いのないようにしてください。これが俗に言う「4分の3要件」というものです。

それに加えて、今現在の短時間労働者への適

用については、事業所の規模、1週間の労働時間、賃金の額、勤務期間、学生であるかないか、というところから判断されています。

表1では、事業所の規模、学生ではないという適用除外のところまでを、要件として一覧表にしています。今現在は、雇用する被保険者が501人以上の規模の会社において、週の所定労働時間が20時間以上の方、賃金が月額8万8000円以上の方、雇用期間が1年以上見込まれる方、学生ではない、というのが「4分の3要件」以外の短時間労働者の社会保険適用の要件となっています。

これが、2022年10月、そして2024年10月に、要件のうち企業規模が順次下がるとともに、勤務期間が、「1年以上見込まれること」というところが「2か月以上」と、段階を踏んで適用拡大されていきます。

所定労働時間が20時間以上というところですが、これは契約上の労働時間です。例えば、雇入れ時の労働条件通知書、雇用契約書などで、何日、何曜日に仕事に就くのか、何時から何時まで仕事に就くのかということが明記されているかと思えます。そこで、週の所定労働時間が20時間以上になっているかどうかを判断します。例えば、勤務日は月曜から金曜日で、勤務時間は毎日13時から17時の4時間、休憩はなし、ということになれば、5日×4時間で20時間。

20時間は、20時間以上になるため、この要件を満たすことになります。

また、所定労働時間が週単位で定まっていなかった場合もあるかと思いますが、例えば、変形労働時間制を採用している会社の場合、1週間の労働日数が週によって異なってくる場合があります。週によって労働日数が変わってくると、20時間を超える週があったり、20時間未満であったりということになります。その場合において、どのように判断するかというと、例えば、1か月単位で定めている場合においては、1年間を週にすると52週なので、1か月の所定労働時間を12分の52で割って、週の所定労働時間を判断します。

そして、1年単位で定めている場合は、1年間の所定労働時間を52で割ることによって、週の所定労働時間を判断することになります。

1年単位の場合は、1年の所定労働時間が2080時間で、52週で割ると、ちょうど40時間となります。

このように、週所定労働時間が労働契約書等で明記されている場合、変形労働時間制等で1年単位で決められている場合、1か月単位で決められている場合において、労働時間の部分で判断をしていただければと思います。

また、20時間のところで、企業によっては、

契約書上は20時間未満で契約されているけれども、残業が恒常的に行われていて、20時間以上働いているのが常であるというような場合もあるかと思いますが、このように、契約上週20時間未満であったとしても、残業等の関係で、実労働時間が2か月連続して20時間以上になったという場合において、その後も20時間以上の状況が続くことが見込まれる場合は、3か月目から適用になります。つまり、契約上の労働時間だけではなくて、残業時間も含めての労働時間管理が、より一層必要になってくるということになります。

短時間労働者の賃金

次に、賃金の「8万8000円以上」という要件についてです。これは、基本給と諸手当を足して8万8000円以上か否かで判断をします。なお、時間外労働、通勤手当、賞与、慶弔見舞金など、臨時的に払われる給与、それから恩恵的に払われる給与については、賃金の額として、ここには含みません。逆に深夜勤務や休日手当等については、賃金という位置づけになります。

これも、月によって8万8000円を超過した場合、通常月は8万8000円以下だが、月

によって超えてしまったというような場合もあるかと思いますが、このように、たまたまその月に残業や休日手当があつて8万8000円を超えてしまったというときは、そのことをもって直ちに適用されるわけではありません。契約書上、基本給と諸手当で払われる給与が8万8000円未満であれば問題ありません。ただし、8万8000円以上となる月が恒常的、継続的、長期にわたる場合においては、要件を満たすという判断になります。

短時間労働者の雇用期間

次に、雇用期間の要件が「雇用期間が2か月以上見込まれる」ことに変更となります。現行制度では、「1年以上見込まれること」になっていますので、非常に大きな影響があるかと思っています。

これも雇用契約書上、2か月以上となっているかどうかで判断しますが、雇用契約上、2か月で契約が交わされている場合であっても、実態として2か月を超えて使用が見込まれる場合には、雇用開始の時点から適用になります。例えば、4月1日から5月31日までの雇用期間での契約であったとしても、雇用継続、更新の欄において、「更新あり」や「更新する場合がある」

というような表現で更新が見込まれる場合においては、雇用開始からの適用になります。

また、そのほかの短時間労働者の方の状況を見ても、2か月で契約が切れることが一般的にないと認められる会社であれば、契約当初から2か月を超えて使用されるものと判断されます。

以上の要件が緩和されるとともに、企業規模が下がってきます。適用除外事項の「学生でないこと」というところは変更ありません。

従業員数のカウント方法

表2は、従業員数をどのように判断していくのか、100人を超えるか、50人を超えるかというところを、どの時点で、どのようにカウントしていくのかというものです。それぞれの会社の適用拡大前の時点での社会保険の被保険者数で判断されます。現在、被保険者になっていない短時間労働者も含めて、会社規模として、従業員数として、全労働者をカウントするわけではないというところがポイントです。

例えば、従業員が120人、うち社会保険加入者が80人、加入要件を満たしていないパートタイマーが40人いますという場合は、100人超えの事業所ではなく、80人として事業規模、

表2

■ 従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計

「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A フルタイムの従業員数

+

B

過労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

・Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。

・原則として、従業員数の基準を常時^{*}上回る場合には適用対象になります。

※自主的に判断し、速やかに届け出てください。
なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用します。

・法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

＜厚生労働省：社会保険適用拡大特設サイトより＞

企業規模が判断されることになります。

従業員数が月ごとに変動している企業もありますが、その場合は直近12か月のうち6か月で基準を上回った場合において、その時点で、適用となっています。

そして、そのような判断で適用となった場合は、一旦適用となった後、従業員が減少して適用規模を下回っても、引き続きそのまま適用されます。

では、どの単位で見ればいいのかというと、法人の場合においては、本店、支店等々の個別の事業所単位で見えるのではなくて、同一法人番号で判断していきます。

この事業規模を満たすか否かについては、日本年金機構が判断をしてから、施行日前に該当通知書で通知が行われることになっています。

ここまでは、今回の改正における内容と、適用時期についての説明です。

各企業への影響

ここから、短時間労働者への社会保険適用を拡大させた場合の会社への影響、そして、新たに適用となる方々への影響について考えてみたいと思います。

会社にどのような影響があるかというと、社会

保険料の会社負担が発生するというのが一番の問題です。ご存じのように、健康保険及び厚生年金に該当した場合において、その社会保険料については労使折半で負担しています。従業員の方に払う給料から、本人負担分を控除して、会社負担分と合わせて国に納める形で行われていますが、これまで社会保険に加入していない短時間労働者の方については、今回の拡大によって保険料の負担が発生することになってきます。

ここで、自社でどれだけ事業主負担が発生するのかシミュレーションしていかなければいけないわけです。例えば、500人以下の事業所では40歳以上で1日5時間、週5日間働いていらっしゃる方は、週25時間労働になるので、勤務先の企業規模が従業員500人以下であれば、現在は社会保険の適用対象にはなっていないのですが、事業規模によりますが、この10月から加入対象になったとします。仮に時給が1,050円だとすると、1,050円×5時間×週5日×4週となり、月額給与は10万5,000円ということになります。

厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトの中に「社会保険料かんたんシミュレーター」というサイトがあり、そこへ入力すると、この方は、年間の保険料が38万8,000円発生することが分かります。これを本人と会社で折半負担

厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト

●社会保険料かんたんシミュレーター

会社が負担する社会保険料がおおよそのくらい変わるのかを簡単に試算できます。

入力いただいた条件により社会保険料の事業主負担分（年）の概算をご案内するものであり、実際に納付いただく社会保険料と異なります。

新たに対象となる人数 例：30 人

（うち40～64歳の人） 例：12 人

対象者の平均給与月額 例：88000 円

年間の賞与 給付の 例：4 ヶ月分

年間の社会保険料の事業主負担額 約 計算結果 円

<概算の前提>

- ・社会保険料には、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び子ども・子育て給付金が含まれます。
- ・平均給与月額を対象者全員の標準報酬月額とみなしています。
- ・協会けんぽの全国平均保険料率10%（令和2年度）を使用しています。
- ・40歳～64歳の介護保険料率1.79%（令和2年度）を使用しています。
- ・子ども・子育て給付金率0.36%（令和2年度）を使用しています。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/jigyonushi/>

例えば、1日5時間、週5日（月20日）勤務のパートタイマーさんの場合



この方は、週25時間勤務なので2022年10月から社会保険の加入対象になります。仮に時給が1,050円（月給与額105,000円）だとした場合に保険料負担はいくらになるでしょうか（賞与なし）。

➡年間の社会保険料**388,000円**（本人・会社で折半、それぞれ**194,000円**）

〈厚生労働省：社会保険適用拡大特設サイトシミュレーションによる試算〉

当然ですが、同様な方が10人いれば、会社の年間の社会保険料負担は×10で**1,940,000円**となります。

するので、会社の負担は19万4,000円です。仮に同様の方が10人いらっしゃると思えば、年間で会社が負担する事業主負担の社会保険料は194万1,000円。という形で、適用拡大によってどれだけの負担が生じるのかを、このシ

ミュレーションサイトを使って事前に算出しておくのは必須のことだと思っています。保険料増大によりコスト増になるわけですので、それを避けるために、現在の短時間労働者の週の所定労働時間を20時間未満にして、会社

負担のコストがかからないようにしたらいいじゃないか、というような発想も出てくるかと思いますが、それも検討課題だとは思いますが、多くの短時間労働者についてそれぞれ20時間に満たないように調整していくと、より多くの人手が必要になってきます。そうすると、より多くの労務管理が必要になるので、労働時間管理も含めて、いろいろな部分で無理が生じてくるというのも正直なところではないかと思います。

適用拡大を迎える前に 準備しておくべきこと

適用拡大という措置が、少子高齢化が進む中で労働者の皆さんが元気に働く、働きたいだけ働くことを促すという観点で講じられている以上、人材活用や労務管理のコストなどの部分を含めて、長期的な視点で会社としての方針を決定することが必要かと思えます。

STEP1 まず、会社としてどの時点から適用になるかというのを把握しましょう。先ほど企業規模をどのように判断するのかを説明しましたので、現状、被保険者数を見て、今年なのか、再来年なのかをまず把握していただくのが一番です。

STEP2

現状、会社にいらっしゃる短時間

労働者の方々の個々の労働条件、そして労働実態を確認してください。そして、誰が新たに社会保険の適用になってくるのかを把握する必要があります。新たに該当する者、改正法の施行後であっても適用にならない者等、個々の確認が必要です。

STEP3

社会保険料の会社負担分のシミュレーションを行います。先ほどの厚生労働省のサイトを活用することによって、幾らの賃金、お給料を得ている方に幾らの社会保険料が発生して、会社負担分が幾ら、従業員負担分が幾らというのが出てきます。それをSTEP2で判明した個々の該当者に当てはめ、トータルで会社として幾らのコスト増、社会保険料の事業主負担が発生するのかをシミュレーションしましょう。

STEP4

全体に対する説明、それから個々に対する説明が必要になります。制度の改正や変更があったときによく聞かれるのが、「そんな説明は受けなかった」、「聞かされなかった」というようなトラブルです。口頭だけではなく、きちんとした資料を作成した上で、要件のこと、それから加入した場合のこと、加入しなかった場合のこと等を従業員に説明会できちんと説明していくことが必要となります。

STEP5

新たに適用になる方にそれぞれの意向の確認が必要になります。今回の改正内容

を受けて、短時間労働者として働いている方々から個々の意向を聞くことになると、様々な意見が出てきます。例えば、「適用になるのなら、もっと時間数を増やしたい」、「適用になる必要はないから、これまでよりも時間数を減らしてほしい」、「短時間労働者でなくて、いつそのこと正社員にしてほしい」、「フルタイム社員にしてほしい」というような意向を示す方もいらっしゃると思います。その個々の意向を確認して、Aさんはこういう意向を持っている、Bさんはこういう意向を持っているということを整理する必要があります。そして、その意向に沿った場合に、シミュレーションの結果どれだけの負担が発生するのか、どこまで対応できるのか、できないのか、という整理が必要になってくるわけです。

STEP6

例えば15人いる短時間労働者の中で何人が適用拡大として被保険者になるのか、何人が時間数を減らして適用させない形になるのか、というような最終的な確認が取れた段階で、適用事業所となる10月に向けて手続の準備をする必要があります。被保険者の資格取得届の手続きは、適用から5日以内にする必要があるため、それに合わせて書類作成をすることになります。

今回の適用拡大で、新たに皆さんの会社で働いている短時間労働者の何人かが社会保険に加

STEP 1 自社がどの時点から対象になるのかを把握しましょう。**STEP 2** 新たに加入対象となる従業員が誰なのか把握しましょう。

現在の短時間労働者の方々の労働条件や労働実態の確認が必要です。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。
契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3か月目から加入となります。
- 月額賃金が88,000円以上
基本給及び諸手当を指します。(通勤手当・残業代・賞与・臨時的な賃金は含みません。)
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない
休学中や夜間学生は加入対象となります。

STEP 3 適用拡大後に発生する
会社負担の社会保険料を把握しましょう。

新たに負担することになる保険料が経営にどの程度影響をもたらすのかを把握し、対策を講じる必要があります。

STEP 4 新たに適用対象者となる従業員への説明を行いましょう。

社会保険の適用は、要件に当てはまれば本人の意思にかかわらず加入しなければなりません。
現行の働き方で新たに適用対象者となる従業員に対しては、加入対象となることと加入による影響を漏らすことなく、正しく説明しましょう。

STEP 5 新たに適用対象者となる
従業員それぞれの意向を確認しましょう。

対象者の中には「配偶者控除内で働きたいので社会保険の適用対象とはなりたくない。」と言う方もいるかと思います。
その場合、加入要件に該当しない契約内容に変更すれば適用から外することはできますが、その分給与額は減ることになりますので目先のことだけにとらわれず、十分な説明が必要です。
反対に、社会保険の適用を機にフルタイムの社員に転換を希望する方もいるかと思います。
会社として新たなコストの発生となるとともに、シフト管理や雇用管理面も含めて慎重な検討が必要となります。

STEP 6 書類作成・届出

2022年10月以降に適用事業所となる会社(被保険者数が101人から500人である会社)には2022年8月頃までに日本年金機構からお知らせの通知書類が届くことになっています。
通知があった際には届出に必要な書類を作成して、期限を守って処理を行う必要があります。

- 「被保険者資格取得届」

入することになった場合、社会保険に加入することに伴う手続として、被保険者資格取得届は皆さんの会社が行うことになります。適用拡大で健康保険、厚生年金の加入者や被保険者になった場合に、これまで国民健康保険や配偶者の被扶養者として健康保険の加入になっていた

方々については、国民健康保険の被保険者資格の喪失手続、配偶者の被扶養者資格の取消手続が必要になります。そのため、市区町村役場で手続を行う必要や扶養者らの会社を通して手続を行う必要があります。そちらの手続も漏れなく行わないと、重複の期間が発生してしまっ

たり、被扶養者としての取消しの手続がされないことによる、手当の問題や保険証の問題等の様々なトラブルが発生するので、忘れずに行うよう説明する必要があります。
併せて、従業員の方に被扶養者がいて、その被扶養者の方が今回の適用拡大によって新たに

社会保険の適用になった場合には、それぞれの会社において被扶養者から除外する手続を踏まなければならないため、担当部署等に注意喚起をしておく必要があります。

労働時間管理の必要性

適用拡大後、各会社において認識をしておかなければいけないことは、正確な労働時間管理です。特に今回の拡大措置後も社会保険の適用にはならず、社会保険が未適用のまままで継続する方がいたとすると、特にその方々に対する時間管理が必要になってきます。

対象者の把握でもご説明したように、適用拡大後において、1週間の所定労働時間を20時間以内と定めていたとしても、残業等が発生したことにより、2か月を超えて20時間以上働いた実績がある場合は、会社はその労働者を3か月目から社会保険に加入させる義務があります。

これは義務となるため、もし加入が漏れていた場合、罰則や追徴金等の発生にも及んでくるため、短時間労働者のシフトに応じた労働時間管理、未加入のまま働いている方の週の労働時間の厳密な対応が求められます。そのためにはシフト管理、労働時間管理、勤怠管理について、正確に把握できるシステム構成や管理体制、仕

組みづくりが必要になってきます。

社会保険の被保険者になるメリット

STEP4で、短時間労働者への説明を行うに当たって、社会保険の適用になったときにどのような恩恵が得られるのか、現状と、社保適用の被保険者になったときの違いの説明を行う必要があります。

社会保険の被保険者になるメリットを説明するに当たって、まず健康保険のほうから言いますと、傷病手当金と出産手当金という制度があります。傷病手当金は、業務外でのけがや病気で働けない時期において、受けられなかった賃金の一定割合の給付を受けられるというものです。私傷病、風邪、怪我等で1か月休職せざるを得ない際の手当金になります。

次に公的年金制度についての話になります。年金制度は、国民皆年金ですので、二十歳以上の方については誰もが何かしらの年金制度に入っていることとなりますが、年金制度というのは非常に複雑です。

簡単な概要として、年金制度は2階建てになっています。1階部分が国民年金で、1階部分から払われるのが基礎年金。2階部分が厚生年

金で、厚生年金に加入していれば、国民年金からの基礎年金と、厚生年金からの年金の両方が受けられるという形になっています。

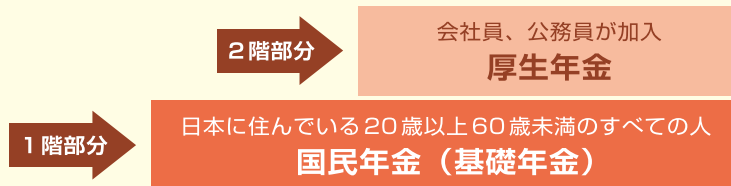
区分を言いますと、自営業者・学生・無職などの方は国民年金のみに加入する第1号被保険者。会社勤めの方、公務員の方については、2階部分の厚生年金にも加入する第2号被保険者。そして、第2号の被扶養者、ここには「専業主婦など」と書いてありますが、被扶養配偶者は、第3号被保険者として国民年金のみ。但し、第3号被保険者の方々は、国民年金の保険料の負担はありません。第2号被保険者の方が払っている保険料の中から負担していることになっています。

現在、社会保険の適用になっていない短時間労働者の方は、第1号被保険者、または第3号被保険者ということになってくるわけです。

そして、年金制度には「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」の3つがあります。国民年金のみに加入している方は、老齢基礎年金のみ。厚生年金に加入している方は老齢基礎年金に上乗せしてもらえます。障害年金についても同様です。一定程度の障害になったときに、障害基礎年金、障害厚生年金があります。国民年金だけに加入している場合は障害基礎年金のみ、厚生年金に加入していれば、障害厚生年金も受けられるかたちです。

■ 公的年金の仕組み

日本の公的年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金）」と、会社などに勤務している人が加入する「厚生年金」の2階建てになっています。



■ 年金加入の仕組み

20歳以降のライフスタイルによって、加入する年金や保険料が変わります。公的年金制度では、それを下の表のように区別しています。

被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
職業	自営業者・学生・無職など	会社員・公務員など	専業主婦など
加入する制度	国民年金のみ	国民年金と厚生年金	国民年金のみ

最後に

ビルメンテナンス業界ということでお話をさせていただくと、他の業種より非正規労働者が比率的に多いと思います。今年10月、再来年10月の適用拡大措置、制度改正というのは非常に大きなインパクトがあると思います。

これまでお話をしたように、適用拡大で、新たに社会保険の適用になる従業員にとっては、保険料負担というデメリットがある反面、加入による健康保険制度、厚生年金制度から受けることができる給付金や年金等のメリットのほうが大いにあると思います。

一方、会社としては保険料の会社負担増大というデメリットしかない、という捉え方があるかと思っています。

今回の制度改正を取り入れるにあたって、従業員との会話の機会が増えてきます。この機会を有効に活用して、社会保険以外の、例えば日頃の労務管理の問題、時間管理の問題等、ざつぐばらんな意見聴取を従業員と行う場合は、社会保険適用という部分を離れた様々なヒントや情報が入手できる機会でもあるかと思っています。

従業員のモチベーションを上げていく手段であると同時に、生産性向上のきっかけづくりにもなるかと思っていますので、そうした機会として、

支援制度

社内準備の際にご活用いただける支援制度をご用意いたしました。

この制度改正を捉えていただくのも一つかと感じるところです。



キャリアアップ助成金 ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- 正社員化コース

申請は
都道府県労働局 ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽に無料でご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



委員会紹介 Vol.1

建築物衛生管理委員会

野口博行委員長（株式会社信陽）

建築物衛生管理委員会は、協会会員28社から派遣された方と個人委嘱の方、計46名の委員で構成されています。

本委員会では、厚生労働大臣の登録を受けて事業登録制度の要件にもなっている「従事者研修」のほか、主に実技を含んだ各種清掃技術の向上を目的に、講習会を運営しています。また、専門家などを招いてのセミナー開催のほか、調査研究、レポート及びテキスト等の発刊を実施しております。

主な令和4年度 事業計画

【1 調査及び研究の事業】

1 実態調査研究の実施

- （1）清掃状況の「見える化」に関する調査及び報告書の作成（継続事業）
- （2）洗剤同士の混合事故防止に向けた印刷物の作成（継続事業）

【2 教育及び訓練の事業】

1 講習会の実施

- （1）清掃作業従事者研修 Aコース、Bコース
- （2）貯水槽清掃作業従事者研修
- （3）建築物ねずみ等防除作業従事者研修
- （4）その他、受講者のレベルに合わせた15種類の専門講習
ア 清掃作業従事者研修指導者講習
イ ビルクリー1級～3級実技最終確認講習
ウ 初めてのポリッシャー講習 など

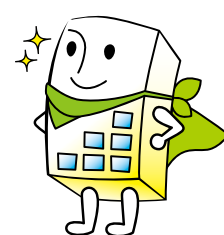
2 参考書籍・研修教科書の作成

- （1）『ビル清掃の基本と実務総合テキスト』の増刷



基本的な講習会

※受講料は全て税込価格



① 清掃作業従事者研修Aコース

受講料…(会員) 8800円 テキスト…無料

(一般) 8800円 テキスト…1870円

講習時間…6時間×2日間

清掃業務未経験者から入社後2年程度までの方を対象とした、導入教育です。また、事業登録の基準となる従業員教育としてもご活用いただけます。



② 清掃作業従事者研修Bコース

受講料…(会員) 6600円 テキスト…無料

(一般) 6600円 テキスト…2530円

講習時間…6時間

「Aコース」からのステップアップとして清掃の原理や仕組みを学ぶとともに、カーペットのシミ取り実技、スクイジーを使用したガラス清掃の実技を体験していただけます。



おすすめの講習会

※受講料は全て税込価格

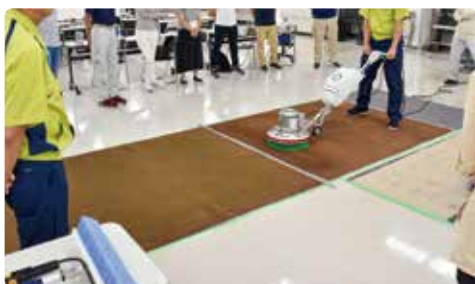
① カーペットメンテナンス講習

受講料：(会員) 8800円

(一般) 1万7600円

講習時間：6時間

多くの床材で使用されているカーペット床（繊維系床材）について、基本知識から現場での高度な技術までを広く学びます。また、最近ではメンテナンス方法も多岐にわたっており、実技やデモを交えて代表的な方法を紹介します。



② 石材メンテナンス講習

受講料：(会員) 6600円

(一般) 1万3200円

講習時間：6時間

様々な「石材」に関する基礎的な知識から、それぞれの特性に即したメンテナンス方法までを学びます。カリキュラムは講師によるデモや実技実習の時間を多く含み、直ちに業務に活かせる実践的な内容となっています。





③ 弾性床材&トイレメンテナンス講習

受講料：(会員)

8800円

(一般) 1万7600円

講習時間：6時間

トイレ内の建材に加え、金属、木床、リノリウム、弾性床などについて、基礎知識から現場での高度な技術までを広く学びます。また、多岐にわたるメンテナンス方法について、座学に加えデモをまじえて代表的な方法を紹介します。



【その他事業】

昨年度は、『洗剤・手指消毒剤

に関する注意喚起ポスター』と

『清掃状況の「見える化」に関する

調査報告書』汚れを数値化する

試み』を作成し、各会員企業に

送付しました。これらは、当協会

ホームページ

からもPDF

データのダウ

ンロードが可

能です。是非

ご活用下さ

い。

その他、隔年でビルクリーニン

グ技能競技会地区大会を開催して

おり、上位2名の選手を東京地区

代表として全国大会に送っていま

す。昨年開催された全国大会では、

1名の選手が中央職業能力開発協

会会長賞を受賞しました。



令和4年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答

令和3年8月に都知事に提出した要望書の回答が、東京都から都議会各会派を通じて届きましたので報告いたします。

一 総合評価制度の拡充について

要望内容

- (1) 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加えて、設備管理業務も含めたビルメンテナンス業すべてに価格上限を設定していただきたい。

都の回答

価格点の上限設定を適用している建物清掃及び警備・受付以外の業務については、業務ごとの上限設定の必要性や配点バランス等を踏まえ、今後検討していきます。

(財務局)

要望内容

- (2) 政策的評価項目については、品質マネジメントシステム（ISO 9001）、環境マネジメントシステム（ISO 14001）、エネルギーマネジメントシステム（ISO 50001）、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティに関する認定（ISO 27001）、エコチューニング認定事業者、東京ビルメンテナンス協会加盟等を加点要素としていただきたい。

都の回答

総合評価においては、公共調達のプロセスにおいても都の政策目的をサポートするという観点から、個別の法令により公共調達の落札者決定に当たり考慮することが要請される項目などを政策的評価項目としており、環境マネジメント等の項目や障害者雇用の項目などについて設定項目例として定めています。

ご指摘の項目については、政策的評価項目には馴染みにくいものもあり、総合評価の加点項目に設定することについて、慎重に検討していきます。

(財務局)

要望内容

- (3) 総合評価方式に中小事業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考慮されますが、個別の発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは、期間や経費等を要するなど、現実的ではないと思われます。特に、一定規模以上の総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。

都の回答

東京都では、原則として、建物清掃、電気・暖冷房設備保守等、営業種目ごとに分離分割発注を行っていますが、規模が小さく分割することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複数の営業種目を合わせたいわゆる総合建物管理を行っています。

これまでのところ、総合建物管理案件については、競争性が確保されており、また履行上の問題も確認されていませんが、今後必要に応じて検討を行っていきます。

(財務局)

要望内容

(4) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要との要望に対し、可能な限り期間を確保できるよう努力するとの回答ですが、年度当初からの適正な品質を確保した履行のためにも、十分な引継ぎ期間が確保できるよう準備期間の延長を速やかに実施していただきたい。

都の回答

準備契約については、地方自治体の予算の仕組上、新年度の予算措置が未確定な時点で契約手続を進めることは困難です。また、限られた期間内で契約手続を行う必要があるため、入札期間の延長を行うのが困難なケースも想定されますが、総合評価方式を適用する案件については準備契約の案件の中で優先的に手続を進め、可能な限り提案書作成期間や審査期間を確保する等、契約事務手続きでできることは引き続き努力していきます。

(財務局)

二 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について

要望内容

(1) 予算の積算にあたっては、前年度の落札金額を次年度の予定価格

の参考にすることなく、毎年度、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価など、最新の単価に基づく、施設管理予算の確保に努めていただきたい。

なお、建築保全業務に係る「技能労働者」の労務単価は、公園清掃等の委託単価だけでなく、軽作業員、設備機械工にも「公共工事設計労務単価」と同じ職種の単価で積算していただきたい。また、「公共工事設計労務単価」のみ、一部の案件で新労務単価への変更を認めていただいておりますが、他の労務単価においても、旧労務単価に基づき積算し契約した案件については、新労務単価への契約変更を認めていただきたい。

都の回答

都が所有する建物は、昭和40年代及び平成一桁の時期に集中的に建設されており、今後老朽化が進む施設の維持・更新を着実に進めることが必要であると認識しています。引き続き日常のメンテナンスに力を入れていくとともに、施設の改築・改修を計画的に推進していきます。

建物維持管理の令和4年度予算については、品質確保を踏まえながら、市場の状況に即した単価を用いて、実際の施工条件を反映した積算を行うこととしており、今後とも的確に対応していきます。

建物管理や清掃委託などの人件費割合の高い労働集約型業務の予定価格の設定に当たっては、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に積算することを庁内に周知徹底しています。

また、新労務単価への契約変更については、現在委託案件では、公共工事設計労務単価を使用している一部の案件について契約変更を認めておりますが、他案件への適用については、各案件の積算内容を踏まえ検討していきます。

(財務局)

要望内容

(2) 予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業

者の提案内容の審査能力などを一層向上していただきたい。

都の回答

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。
(財務局)

要望内容

(3) 政府は今年度の「国等の契約の基本方針」策定にあたり、警備業や清掃業などの人件費単価が低い業務において、年度途中に最低賃金が改定された際に契約金額を見直す発注機関が少ないことから、労務費上昇を見込んだ予算の確保や契約の見直しを促進する考えを明らかにしました。よって、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。

都の回答

都では、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に予定価格の積算を行っており、案件ごとに使用する単価が異なっていることから、最低賃金の引き上げに伴う一律の契約変更は予定しておりませんが、引き続き、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。
(財務局)

要望内容

(4) 年金改革法の成立に伴い、短時間労働者（週20時間以上）の厚生年金保険への加入が義務付けられ、令和4年10月より「101人以上」、令和6年10月より「51人以上」となりますので、社会保険料相当額を適正に見込んだ予定価格を設定していただきたい。

都の回答

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めており、法定福利費は、これまで適

切に積算に含まれております。

(財務局)

要望内容

(5) 業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め東京ビルメンテナンス協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人件費割合は85%程度と言われており、深刻な人手不足のなか、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

都の回答

最低制限価格制度の導入については、業務委託は一般的に委託内容が多岐に亘っていることから、積算基準を共通化することによる影響、適用すべき業務分野の範囲等の課題があり、引き続き検討を行っていきます。
(財務局)

三 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

要望内容

(1) 入札参加申請の際の等級（A、B、C）に関し、不正な申請を防ぐため、公共工事の経営事項審査のように決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させることを要望します。

都の回答

入札参加資格の等級決定においては、申請日現在で確定している直近の決算年度の財務諸表等に基づき行っています。

申請後に必要がある場合には申請内容を確認できる書類を求める
こととしています。

資格審査に必要な書類については、今後とも検討してまいります。

(財務局)

要望内容

- (2) 業者指名の段階で、適正な履行能力を十分に審査し、適正な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。

都の回答

業者指名は、入札参加資格手続きを経て登録された東京都入札参加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性、過去の履行成績等を踏まえて行っています。

(財務局)

要望内容

- (3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料（直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳）の提出を求めている。

都の回答

都が発注する委託等の案件については積算資料の提出を全ての案件を対象としては求めておりませんが、低価格等、積算内容の確認を行う必要がある場合には、個別の対応を行っています。

(財務局)

要望内容

- (4) 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する提出が容易な資料の提出を求めるなど、会社

としての保険加入だけでなく、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促す取り組みを進めていただきたい。

都の回答

都が登録事業者やその従業員全ての加入状況を確認することは受発注者双方に大きな負担となり、実務上困難であり、また都にその権限もありません。しかしながら、未加入者への対応が重要であることは認識しており、財務局契約第二課発注の案件については、社会保険加入を入札参加条件とするなど、加入促進に努めています。

(財務局)

要望内容

- (5) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、確実に履行させる取り組みを進めていただきたい。

都の回答

事業者の経営力については、資格審査時に年間総売上高、自己資本額などの客観的審査事項と営業種目ごとの売上高による主観的審査事項により審査しています。

また、技術力など価格以外の要素を考慮する必要がある案件では、総合評価方式を適用することができるとしており、それ以外の案件でも、業務内容に応じて、入札参加に必要な条件を付すことにより、適正な履行の確保を図っています。

(財務局)

要望内容

- (6) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。令和元年12月に発表された「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の徹底をお願いしたい。

都の回答

業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者に対して通知することとしております。受託者が自身の評価結果を認識することが品質の向上につながると思われることから、現時点では評価結果の一般への公表を考えていません。

また、「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の周知・徹底は引き続き行っていきます。

(財務局)

四 障害者雇用の促進について

要望内容

(1) 障害者雇用促進モデル入札の再開は評価いたしますが、該当案件の内容は、障害者の勤務日数や勤務時間があまりにも少なく、実際には障害者雇用のモデルにはなりえないものでした。モデル入札を継続いただくとともに、実際の障害者雇用の拡大につながる内容のモデル入札を実施していただきたい。

都の回答

昨年度、障害者就業促進モデル入札を試行開始したところであり、継続的な取り組みに向けて、関係局と緊密に連携して検討を進めていきます。

(財務局)

要望内容

(2) 入札参加資格定期受付の際の審査事項について、障害者雇用率についての段階的加点は導入いただきましたが、上限が5点のままであるため、配点の比重の拡大を図っていただきたい。

都の回答

障害者雇用点数の引き上げについては、登録事業者の法定雇用率達成状況や資格審査における格付上のあり方等を勘案しながら、検討してまいります。

(財務局)

要望内容

(3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点对象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

都の回答

障害者雇用率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時の資格審査において引き続き採用するとともに、総合評価方式のさらなる推進を通じて活用を図っていきます。

(財務局)

五 新型コロナウイルス感染対策について

要望内容

(1) 新型コロナウイルス感染対策費について、特殊なマスクの着用指示や従業員用を除く手指消毒液等については、発注者側の費用負担をお願いしたい。

都の回答

新型コロナウイルス感染症対策については、あらかじめ見込まれる場合は仕様書等に記載することとしており、必要な経費は積算上考慮すべきものと考えます。また契約後追加で感染症対策が発生する場合は、受発注者協議の上契約変更等により適切に対応することを周知しています。

(財務局)

要望内容

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、東京都施設（監理団体が管理する場合を含む）の利用縮小や閉鎖が起き、それに伴う管理費の削減が言い渡される例があります。業務縮小や閉鎖を理由とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成金」には上限があるため、事業者が補償負担をすることになります。労働基準法に基づく支払賃金（6割）では生活が困難であることから従業員が退職することも考えられ、施設の利用が再開された場合の人員不足の事態に陥る恐れがあります。結局、離職をくい止めるには、従業員の従来水準の賃金を保障しなければなりません。

感染症拡大を理由に東京都施設（監理団体が管理する場合を含む）の利用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の雇用を守るため、契約額の減額、解約等の不利益な取り扱いを行わないようお願いいたします。

なお、EU（欧州連合）はロックダウンした場合でも、ビルメンテナンスは「保健衛生の保護にとって必須サービスの提供業種」と位置付けられており、縮小・閉鎖に関しては減額されない業種とされております。

都の回答

委託料は、契約の履行の対価として支払われるものであり、施設の閉鎖等により業務が行われなかった場合にまでお支払いすることはできません。コロナ感染症拡大防止措置に伴う事業者の支援は、公共団体と契約をした事業者だけでなく、他の事業者を含め、労働政策等の施策として別途議論されるべきものと考えます。

なお、コロナ感染症対策に係る新たな業務などが発生した場合は、委託者・受託者間の協議等により適切に対応してまいります。

（財務局）

要望内容

(3) 都立広尾病院等の感染症指定医療機関の他、新型コロナウイルス

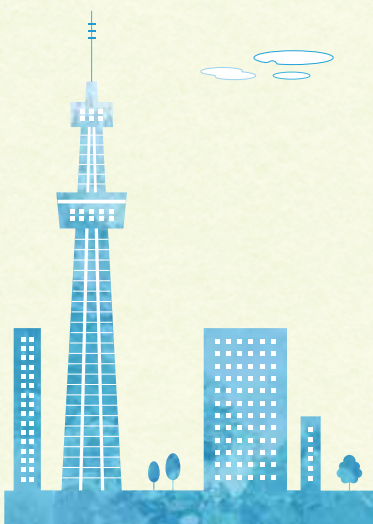
感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設、感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として事業を行わなければなりません。また、厚生労働省医薬・生活衛生局から出ている「新型コロナウイルス感染症関係Q&A（建築物衛生法関連）」（厚生労働省HP参照）では、ビルメンテナン業務発注者に対し、新型コロナウイルス感染症患者が入院する医療機関において、通常時と比較して、清掃作業従事者一人あたり約2万円の追加費用が発生しているため、必要と認められる場合は、適切に仕様書や代金の額等の変更を行う旨が通知されております。

東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割り増し等（特殊勤務手当）が必要です。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いいたします。

都の回答

予定価格の積算に当たっては、実際に行う業務内容や施設の特性を踏まえ適正に行っておりますが、補償・補助・助成等は個別の契約ではなく、別施策として別途議論されるべきものと考えます。

（財務局）



おすすめ本と やさしい温泉

文・写真：上原 毅

太陽出版より出されたこの本は単行本に分類されているものの、まえがき・あとがきを含めて106ページしかなく、小冊子とも言える薄さである。しかしその分、焼き餃子の如く著者の様々な、熱い思いが包まれている自伝である。

著者は、埼玉県のスウルフードの一つとも称される餃子を看板メニューとする『ぎょうざの満洲』の創業者、金子梅吉氏である。

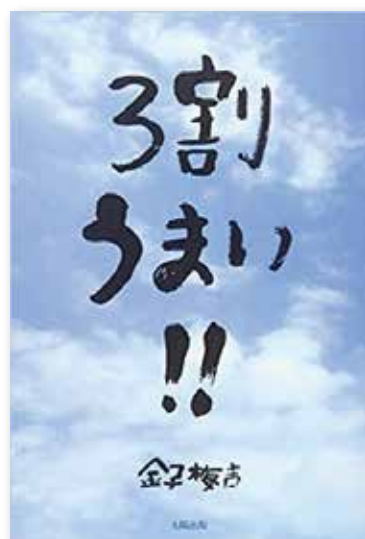
1号店は所沢にあり、多店舗展開はしているものの、どちらかと言えば埼玉県と交通アクセスが良い場所に出店している。

『少年時代に生き方の基本が身に付いた』と冒頭部分に小題がつけられている。よって前半は、小さい頃の出来事に強く引き寄せられる。

著者は1936年、群馬県内ではよく

ぎょうざの満洲のキャッチコピーは「3割うまい!!」。
これは「うまい、安い、元気!」
でうまさ3割増しという意味から生まれた。

発売日：2017年10月
出版社：太陽出版
著者：金子梅吉



『老神温泉郷』と呼ばれる群馬県沼田市大楊（おうよう）地区で生まれた。12人兄妹の末っ子で、早くに両親を亡くすという環境であった。そして、特に姉達から強い影響を受けながら育てられた。偶然にも私の父と同じ年の生まれである。

7、8歳の時から新聞配達等の仕事をこなし、『あの頃の大人はどうしてあんなに子供に優しくったのだろう』と回顧するほど、深い深い愛情を周囲の人々から感じながら成長していった。

社会に出ても『禍福は糾える（あざなえる）縄のごとし』というほど苦楽に直面しつつ、タクシーやトラックの運転手、牛乳配達と職を変える。

中華料理店開業後には、餃子を包む機械の導入、著者62歳にして社長の座を37歳の実の娘に譲った経緯等の記述が続く。早くから給与明細のネット閲覧を含めた



焼き餃子とキャラクター



デジタル化を推進、スープを小袋詰めにして酸化予防及び廃棄ロス削減、タレを開発して料理専門の職人による作業ムラ発生の防止等、ICTやSDGsについて関心ある方なら必読の内容が続く。

終盤は故郷である大楊地区の温泉宿『東明館』の事業継承で完結される。

以前、私も中国東北部に3年ほど住んだことがあり、餃子は焼きにしても蒸しにしても茹でにしても、共稼ぎ夫婦、お1人様世帯によく好まれる料理だと認識している。又、製造配達方式を工夫すればコロナ禍でも宅配やテイクアウトに向いている大変重宝なものと考えている。

私は都内店舗だけでなくこの宿を一度だけ日帰り入浴で利用したことがある。丁度、付近の沼田市利根観光会館で『びっくり雛飾り』というイベントが開催されていた。乳児死亡率が高く母親が産後の日だちが悪く、命を落とすことも少なくなかった時代。医学が未発達な時代の厄払いの意味で、雛飾りはここだけでなく全国的にも重要な行事になっている。

イベント見学後、宿内の中華レストラン『ぎょうざの満洲』で食事。露天風呂にも浸かった。出入口の床には細いパイプで温水を流しており、転倒防止と足の

冷え予防の心配りがされている。

全体的に窓が大きく、曇りがちの天気でも片品川沿いの風景が見えて明るい。除塵も徹底されているフロ어링が印象的なやさしい宿だった。



「熊工の川上か、濟々覺の古葉か…決めるのは難しかあ」

続々
愛すべき
極楽上戸さとう たかし
左党 隆

「私も海野さんと同じように巨人軍に対する見方を変えないといけないわね」

ここでカウンターのの中から保子ママが言葉を発した。

「あれれ、ママはソフトバンクファンじゃなかった？」

奥の方から名嘉ちゃんが驚きの声を上げた。

「私は昔から巨人ですよ。川上監督が熊本工業高校の出身ですよ。川上監督が」

「ということは同じ熊本出身の先生も巨人ですか？」

今度は海野氏がM氏に向かって訊く。「いやあ、困ったな。小さい頃はママさんと同じで巨人だったんですが、途中から広島カープに変わったんでね」

「どうですか？」

名嘉ちゃんが訊くのを、O氏がM氏に代わって言った。

「広島監督になった古葉竹識が、Mさんと同じ熊本県立済々黌高等学校出身だからでしょう？」

「そうなんだよ。O君の言う通り同じ

高校出だからね」

M氏が頷いて言った。

「僕は古葉監督がどんな監督だったのかよく知らないんですけど…」

再び名嘉ちゃんが訊いた。

「Mさんに代わって僕が説明しよう」

そう言うてからO氏が口を開いた。

「古葉監督はね、済々黌時代は三塁手で春の選抜にも出場した。卒業後の1955年に東都六大学の専修大学に進学したが、在学中に偶然、社会人野球日鉄二瀬の監督濃人渉の目にとまり、うちへ来ないかと誘われた古葉は大学を中退して日鉄二瀬に入ったんだ。当時の日鉄二瀬のチームメイトには熊本県山鹿市の出身で、中日、ロッテなどで活躍した江藤慎一、佐賀県武雄市の出身で、東映、巨人、西鉄などで活躍した吉田勝豊らが揃っていた。そして1957年12月に同僚である江藤慎一の入団交渉に來ていた広島カープの白石勝巳監督に、濃人は古葉まで売り込み、古葉は広島へ入団することになったんだ。1958年に広島に入団した古葉は、春のキャンプで白石監督の『オープン戦で3割を打ったら使ってやる』との言葉に発奮して、3割近い好成績を残し、同じ新人の小坂佳隆、森永勝治と共にレギュラーを獲得し、8月10日の国鉄戦では何と金田正一からサヨナラ本塁打を打ったりしたんだが、8月19日の大洋戦で骨折、その日以降のシーズンを棒に振ったがそれまでは

ほぼフル出場となる88試合に出場したんだ」

ここでO氏はいったん言葉を休め、グラスの酒を口に運んでから、

「1963年にはオールスターゲームでMVPを獲得。このMVP獲得で勢いづいた古葉は、その後長嶋茂雄と熾烈な首位打者争いを演じ、10月6日にはその差1厘差にまで肉薄したんだが、同年の10月12日の大洋戦で、島田源太郎のシュートを受けて、顎が割れるほどの大怪我で負傷退場。残り僅か13試合でのアクシデントだった。『俺は球場へ行く。俺を待っているファンのためにどうしても打席に立つ…』と、病院のベッドで痛みを耐えつつ呻くように呟いた古葉の元へ、『キミノキモチヨクワカルイチニチモハイゴゼンカイヨイノル』と、長嶋からお見舞いの電報が届けられた。この時点で古葉のシーズンは終了して打率・339となり、僅か2厘差の・341で長嶋がタイトルを獲得したが、古葉もベストナインに選ばれた。しかし1964年は前年の死球の後遺症から腰が引けて打撃に支障を来すようになったため、前年度足を活かして面白いように打率をアップさせたことをヒントに、機動力を前面に押すスタイルへ移行したため、打率は・218と大きくダウンしたが、自己最多の57盗塁を記録して盗塁王に輝いた。1965年以降は二塁手にコンバートされ、1968年にも39盗塁

で2度目の盗塁王を獲得したが、この機動力重視スタイルへの転換は、後の監督時代のチーム作りの礎となったようだ」

ここでまたO氏は一息入れて、グラスの酒を口に運んだ。

「あんまり長くなると嫌われそうだから、あとは簡単にまとめると、この後古葉は南海を経て現役引退後は指導者に転身し、1975年のシーズン序盤に当時のルーツ監督の退任に伴って、39歳の若さでコーチから広島監督になったわけさ」

「ということは、ママと先生は、熊工の川上か、済々黌の古葉かのいずれかということになりますね？」海野氏が言うところ、

「それば決めるちゅんな…ナンバゴツ無理な話ばい。難しかあ」

M氏が熊本弁で言うと、ママが「そうばい。くまモンにでも聞いてみたら」



3Eレポート No.53

エネルギー
エコノミー
エコロジー

● COOL CHOICE 啓発ツール 「地球温暖化防止ハンドブック」を作成

カーボンニュートラルへの挑戦は、社会経済を大きく変革し、投資を促し、企業の生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出すチャンスであり、また、このチャンスを地域経済の成長にもつなげていくことが必要だ。

この大きな潮流の中で、中小企業等の地域企業は、コスト負担の増加やルールチェンジによるリスクの側面を意識しつつも、カーボンニュートラルへの挑戦を成長の機会と捉えて、生産性の向上や新事業の創出など、自らの稼ぐ力の強化につなげていくことが重要だ。

関係機関との連携による支援ネットワークを形成し、カーボンニュートラルに伴う事業環境の変化等の情報を的確に地域に届けつつ、地域企業や自治体等に寄り添いながら、企業のイノベーション創出や自治体の脱炭素化による地域活性化につながる取組をサポートする。地域企業を支える支援機関との緊密な連携により、支援体制の構築を目指している。今後も、更なる支援ネットワークの拡充を図っていく。

「関東経済産業局」

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ene_koho/ondanka/data/kantocn_action_plan.pdf

一般社団法人資源エネルギー研究協会は、国がおこなう省エネ相談の窓口として認定されました。

無料診断からよろず相談をさせていただきます、お気軽にお声掛け下さい。必ずやご期待にお応え致します。

● 東京都、キャップ&トレード制度（第二計画期間）における CO₂ 総量削減成果を発表

東京都は、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」第二計画期間において全ての対象事業所が総量削減義務を達成したことを発表した。

同制度は、大規模事業所（前年度の燃料・熱・電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所）に CO₂ 排出量の削減義務を課す世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度。

対象事業所は自らの省エネ対策等によって削減するほか、排出量取引を活用して他の事業所の削減量（クレジット）等を取得して義務を履行することができる。対象となっていたのは、約 1200 事業所で、平成 27 年度から令和元年度の第二計画期間で、温室効果ガスを 17%（または 15%）削減することが義務付けられていた。

対象事業所の約 85%が自らの対策によって削減義務を達成し、約 15%の対象事業所もクレジット等を活用して削減義務を履行し、全事業所で義務が履行されたという。「環境展望台」



一般社団法人 資源エネルギー研究協会

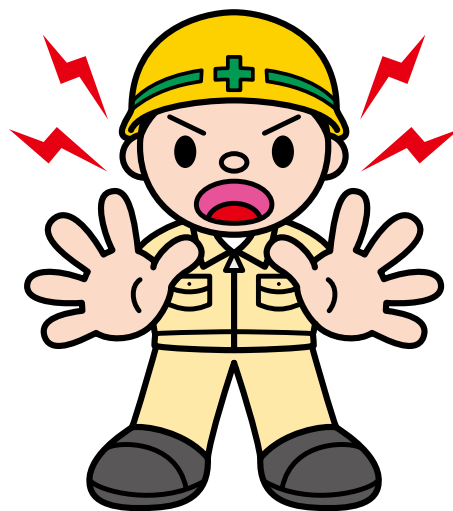
TEL : 03-6380-0759

Email : solu@gia-shigenenergy.jp

STOP 労災!

業務災害・通勤災害が増加しています。
一人ひとりの注意と努力で業務・通勤
災害を防止しましょう。

労災を防ぐのは、あなたです!



あなたの作品や感動した風景・ビルの写真等を載せませんか。

会員はもちろん、一般の方々からも投稿作品を募集します。

募集内容

- 日常生活の中で感じた事、面白いと思った事を、川柳や俳句や短歌にして。
(応募は本名でお願いしますが、掲載時には匿名も可能です)
- エッセイ、小説などの文章作品。(1回掲載分1,500文字位でお願いします)
- ビル(外観)や街の風景などを写真に撮って、その時のエピソードと共に。
- おすすめの本、店の紹介を写真と文章で。

締切はありません。いつでもご応募ください。掲載された方には委員会規定の謝礼を差し上げます。

■応募方法

「広報誌投稿原稿」であることを明記して、以下のメールアドレスまでEメールにてお送りください。

応募先アドレス：pr@tokyo-bm.or.jp

事務局担当：松丸、小林

社会の主な出来事

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 3・29 日銀が連続して国債を無制限に買い入れ開始 | 3・28 「ドライブ・マイ・カー」米アカデミー賞国際長編映画賞を受賞 | 3・27 大相撲春場所新関脇の若隆景が初優勝 | 3・26 全国の8地方銀行でシステム障害が発生 | 3・25 北大西洋条約機構(NATO)と先進7カ国(G7)が緊急の首脳会議 | 3・24 サッカー日本代表が7大会連続ワールドカップ出場決定 | 3・23 日本の国会でウクライナのゼレンスキー大統領がオンライン演説 | 3・22 東京電力と東北電力の管内に「電力需給逼迫警報」が発出 | 3・21 都道府県のまん延防止等重点措置が全面解除 | 3・20 岸田首相とインドのモディ首相が共同声明 | 3・19 鈴木誠也外野手が米大リーグのカブスと5年契約 | 3・18 日銀が金融政策決定会合で金融緩和策の維持を決定 | 3・17 天皇皇后両陛下の長女愛子さまが成年に当たり初めての記者会見 | 3・16 宮城・福島県で震度6強の地震 | 3・15 イギリスとEU、ロシアの「最恵国待遇」を撤廃 |
| 4・13 1ドル一時126円台に20年ぶりの円安水準 | 4・12 日米豪印の「クアッド」首脳会合を5月に日本で開催 | 4・11 オミクロン株派生型「XE」の感染者が国内で初確認 | 4・10 ロッテの佐々木朗希投手が完全試合達成 | 4・9 日本とフィリピン両政府が外務・防衛閣僚協議の初会合を東京都内で開催 | 4・8 大谷翔平選手が開幕戦に先発投手と1番打者で出場 | 4・7 漫画家の藤子不二雄(A)さん死去(88歳) | 4・6 国際通貨基金が日本の成長率2.4%に引き下げ | 4・5 EU欧州委がロシア産石炭を禁輸へ追加制裁案 | 4・4 米財務省がロシア国債支払いを禁止 | 4・3 来日を希望するウクライナ避難民を政府専用機同乗へ調整 | 4・2 サッカーW杯カタール大会で日本はスペインやドイツと同組決定 | 4・1 成人年齢を引き下げる改正民法が施行 | 3・31 第94回選抜高校野球大会で大阪桐蔭が4度目の春制覇 | 3・30 雇用保険法などの改正法が成立 |



改正債権法による「時効 障害事由」の整理等について

文：相談員 弁護士 江村 利明

今回は民法改正により時効障害事由（時効の進行や完成を妨げる事由）が見直されたことについて説明します。

1 改正前の規定

改正前民法においては、消滅時効の進行や完成を妨げる事由として、「中断」と「停止」を定めていました。

「中断」は、時効進行中に時効の基礎となる事実状態の継続が破られたことを理由に、それまで進行してきた時効期間をリセットして一から時効期間を再スタートさせるもの、「停止」は、時効完成の直前に、天変地異等権利者による時効中断を不可能又は著しく困難にする事情が生じた場合に、その事情が解消された後一定期間が経過する時点まで時効の完成を延期するものです。

2 改正民法の規定

(1) 「中断」、「停止」が上記の意味であることは言葉自体からははっきりしないので、従来の時効の「中断」と「停止」を、「更新」と「完成猶予」

という概念に整理しました（改正法147条～150条、152条～154条）。「中断」は時効期間をリセットするものですから「更新」に、「停止」は時効完成が延期されるものですから「完成猶予」に、それぞれ変更されたものです。

(2) 「更新」事由と「完成猶予」事由の整理

従来は、裁判上の請求は、時効中断事由とされていましたが、訴えの取下げがあると中断の効力を生じないとされていたので、その間の時効の問題がどうなるのかははっきりしませんでした。この点、改正法では、訴えの提起（裁判上の請求）があると時効の進行を一旦止めて裁判手続を進め（時効の完成猶予）、確定判決等により権利が確定すると時効がリセットされる（判決後新たに時効が進行する。）（時効の更新）とされました（改正法147条）。この取扱いについては、強制執行等（強制執行、担保権の実行等）でもほぼ同じです（改正法148条）。なお、改正前の天変地異等による時効の停止事由については、時効の完成猶予事由としたうえで、猶予期間が2週間から3か月に変更されています（改正法161条）。

経営等に関するさまざまな相談を受け付けております。 TEL. 03 (3805)7555 まで

■相談員のご紹介（五十音順）

●石井 泰幸 氏
税理士

●江村 利明 氏
弁護士

●金丸 大二 氏
特定社会保険労務士
就業規則、給与計算等

●北山 克己 氏
建築物環境衛生管理技術者
ビルクリーニング技能士
ビル清掃、病院清掃など清掃全般

●坂 康夫 氏
技術士
経営工学・品質管理

●富永 雄次 氏
1級電気工事施工管理技士
建築物環境衛生管理技術者
1級ビル設備管理技能士
ビル設備管理業務全般

●中辻 一裕 氏
中小企業診断士
POP広告、経営、
マーケティング・コンサルティング

5
2022

月

※4月15日現在で開催
する予定の講習会の
み掲載しております。

講習会カレンダー

問い合わせ先：協会事務局 03 (3805) 7555

※講習会情報の公開 (HP) は、原則2か月前の15日 (休日の場合翌営業日) 13時頃

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 ●設備と 図面の基礎	12 ●清掃作業従事者研修Aコース	13 ●現任警備員 基本教育講習	14
15	16 7月分講習会 情報公開日(HP)	17 ●新任警備員教育	18	19 ●リスク アセスメント 講習	20 ●ビルの 給排水・衛生 設備	21
22	23	24 ●現任警備員 基本教育講習 ●高圧・特別高圧電気取扱者 安全衛生特別教育	25 ●よくわかる 床清掃	26 ●消防技術実技 専門教育	27 ●貯水槽 清掃作業従事 者研修	28
29	30	31	1	2	3	4

新型コロナウイルス 感染症に関わる 講習会対応について

1. 講習会の開催中止、延期に ついて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今後の講習会について急遽中止・延期とさせていただく場合がございます。

その際には速やかに皆様にご連絡致します。予めご了承ください。

2. 講習会の申込方法について

協会ホームページの各講習会のページに、それぞれ専用申込フォームを申込開始時に掲載いたしますので、そちらからお申し込みください。

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
			●新任警備員教育			
			●外国人従事者育成のための指導者養成講習 ●空調設備の自動制御			
12	13	14	15	16	17	18
		●清掃作業従事者研修Aコース ●ビルの空気調和設備	●現任警備員業務別教育(1号)講習 8月分講習会 情報公開日(HP)	●現任警備員業務別教育(2号)講習		
19	20	21	22	23	24	25
				●清掃作業従事者研修Bコース	●現任警備員業務別教育(1号)講習 ●ビルの電気設備(中級編)	
26	27	28	29	30	1	2
	●新任警備員教育					
		●よくわかるガラス清掃	●病院清掃従事者講習 ●ポンプの実務(中級編)			

3. 受講される皆様へのお願い

● 咳や発熱などの症状がある方は、参加をお控えください。

● 感染症予防や咳エチケットのため、会場にマスクをご持参、ご着用ください。

● 会場では、手洗いや消毒液を使用するなど一般的な感染症対策に努めてください。

なお、体調不良、発熱などの症状がある方は、日程等の変更も承っておりますので、事前にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

業務用除菌清掃ロボット

除菌清掃ロボット Whiz i

株式会社エイコー TEL:03-5470-9531 <https://www.eicoh.com/>

徹底清掃・徹底除菌には、Whiz i

Whiz i はソフトバンクロボティクスの除菌清掃ロボットです。記憶した清掃ルートをムラなく均一に清掃でき、床に付着している細菌やウイルスも除去。HEPA フィルターを通じてクリーンな空気も排出されるため空気中の空中浮遊菌も除去することができます。



導入も使い方も簡単。ルートを設定してワンボタン自律清掃。

→清掃したいルートを手押しでティーチング。2 回目以降はスタートボタンを押すだけで、記憶したルートを自律清掃します。



センサーが障害物を検知して常に変わり続ける環境に対応します。

→複数のセンサーで素行ルート上の障害物や段差、人の動きを検知し、状況に応じた回避や一時停止を行います。



コンパクトサイズでも長時間の清掃が可能。

→最大約 3.6 時間の長期運転で約 1,800㎡



©SoftBank Robotics

詳細な製品情報はこちら



[ウェブサイト]

Whiz i の清掃の様子や使い方を動画でご覧いただけます。



[各種施設の導入事例]

様々な施設環境や業態での導入事例動画やインタビューをご覧ください。

- ・「Whiz」の名称、ロゴはソフトバンクロボティクスの登録商標です。
- ・「株式会社エイコー」は SMFL レンタル株式会社の代理店で、ソフトバンクロボティクスの Whiz 正規販売代理店です。

※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

製品情報募集 (掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ製品の情報を募集いたします。
奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 (03-3805-7555) 小林、松丸までご連絡ください



MAIL

協会からの
ご案内済み一覧

4月4日

【協会】

・広報誌「ネットワーク東京」

(2022年4月号)

・第12回定時総会開催のご案内

・会員代表者における選任該当者の確認について
のご案内

【その他団体】

・熱中症チラシ (東京労働局)

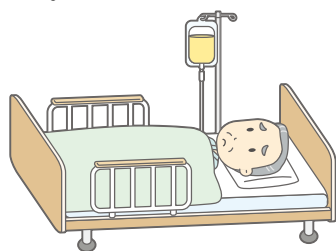


編集後記

令和三年(2021)一月七日、突然新型コロナウイルスに罹患し、我が人生で経験したことのない苦しみを味わうことになるとは、思いもよらぬ出来事。それは正に青天の霹靂でした。しかし人生色々。捨てる神あれば拾う神ありである。人工心肺装置使用寸前状態の時、たまたま空きの病室が出て、そのままベッドに運ばれることになったのです。運が良いとしか言いようがない。その日から隔離病棟においてコロナ肺炎治療となりました。一週間に三度のPCR検査を受け、結果すべてが陰性となり、一月十五日から一般病棟に移り、肺炎治療を続行。三月七日、入院からちようど二カ月目に退院。それから毎月経過観察のため通院を続けておりましたが、八月になつて担当医師の口から驚きの病名が告げられました。それは胸部大動脈瘤でした。藤田まこと、阿藤快などがこれで命をなくしている恐ろしい病気です。通院中に撮ったMRIや

CTの画像から判明したのです。手術は早い方が良いのですが、肺炎の後遺症が良好してきた十月十八日に、胸部大動脈瘤ステントグラフト内挿術による手術を行いました。手術は成功したかに見えましたが、術後に血栓が飛んで右小脳梗塞が発症し、左片麻痺になつてしまったのです。一難去つてまた一難。約1カ月の経過観察を経てリハビリテーション専門の病院に転院し、それから約二カ月間のリハビリ治療の後、令和四年一月三十一日に、ようやく退院となったのです。年を跨いでの入院生活は自分との闘い、大変苦痛な毎日でした。禍福は糾える縄の如し、人間万事塞翁が馬の一年でした。まだ遠出外出は無理なため、これからしばらくは在宅にてリハビリ治療を受けながら、完全復帰を目指して日々努力してまいります。

奥出 隆之



委員五十音順

令和4年5月号

ネットワーク東京
Network Tokyo

広報 第592号

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会

〒116-0013
東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館

電話 03-3805-7555 (代)
FAX 03-3805-7550

発行人：佐々木浩二
編集人：吉澤 幸夫

編集・制作：広報委員会

広報委員会 STAFF

■委員長	吉澤 幸夫
■委員	大嶋 直樹
	奥出 隆之
	里見 貴弘
	鈴木 英司
	中嶋 徹治

委員五十音順

(※4月15日までに協会へご連絡のあった変更情報になります。)

(**赤色の太字部分**が変更になった箇所)

社 名	協会登録代表者名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX 番号
(社名・代表者・住所・電話・FAX変更) ミッケル化学(株) (旧 (株)ユーホーニタカ)	森田 将基	556-0016	大阪府大阪市浪速区元町1-11-21	06-6634-5290	06-6634-5294
(社名・代表者・電話・FAX変更) 三菱電機ビルソリューションズ(株) (旧 三菱電機ビルテクノサービス(株))	松本 匡	116-0002	東京都荒川区荒川7-19-1 システムプラザ内	03-3802-9640	03-3802-9707
(社名・代表者変更) (株)東京ダイケンビルサービス (旧 (株)ダイケンビルサービス)	飯田 英貴	102-0084	東京都千代田区二番町12-2	03-3239-1273	03-3239-2040
雪印メグミルクビジネスソリューション(株) (旧 (株)YBS)	武田 泰夫	102-0082	東京都千代田区一番町16-1 共同ビル5F	03-6371-1324	03-6371-1329
(住所・電話・FAX変更) 公共ビル管理(株)	西藤 理	101-0047	東京都千代田区内神田2-7-7	03-6206-0777	03-6206-0778
三井物産フォーサイト(株)	山本 佳弘	105-0003	東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル22F	03-6772-7500	03-6772-7505
(社名変更) (株)NAOX (旧 東豊産業(株))	長堀 直幸	114-0003	東京都北区豊島1-5-10 メゾン王子 I 3F	03-3912-8191	03-3912-8198
(株)リビエラ (旧 (株)リビエラプロパティ マネジメント)	渡邊 昇	107-0062	東京都港区南青山3-3-3	03-5474-8007	03-5413-5537
(代表者名変更) SEC(株)	高崎 真之介	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-24-15	042-743-7577	042-749-7288
協和産業(株)	福島 宏樹	167-0023	東京都杉並区上井草2-20-12	03-3395-5011	03-3395-5133
JUKIプロサーブ(株)	見浦 利正	206-8551	東京都多摩市鶴牧2-11-1	042-357-2521	042-357-2560
東京ガスファシリティ サービス(株)	西村 優	108-6222	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟22階	03-6451-4020	03-6451-4268
(株)日進産業	垣内 洋一	104-0042	東京都中央区入船1-4-10	03-3551-0285	03-3551-4875
日本クリーン(株)	森下 紀男	101-0054	東京都千代田区神田錦町2-5-4 第二亀谷ビル	03-3291-0711	03-3291-0714
(株)ビルメン総業	竹島 美喜	180-0003	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-6-1 吉祥寺スバルビルB1	0422-71-2776	0422-47-4679
三井不動産ファシリティーズ(株)	安井 清史	104-0054	東京都中央区勝どき3-13-1 FORE FRONT TOWER II 7F	03-5547-7820	03-5547-7840
(株)サニクリーン東京	関根 達也	216-0011	神奈川県川崎市宮前区犬蔵2-18-12	044-377-1515	044-976-3288

わくわくを見つける冒険へ。

スイショウ油化工業株式会社と
株式会社ユーホーニイタカは合併し、
2022年4月1日より『ミッケル化学株式会社』として
新たなスタートを切ることとなりました。



＜ 本件に関するお問合せ先 ＞

Suisho & YUHO

スイショウ油化工業株式会社	TEL. 06-6634-5290
株式会社ユーホーニイタカ	TEL. 03-5633-2520



スマート(賢い) クリーニングならマイティメイド

業務用

高効率

高機能

省エネ



コードレスドライバキューム

PowerTank IV

マイティメイド パワータンク

Cordless vacuum cleaners
Mightymaid

フルモデルチェンジで新登場!!

圧倒的な作業効率

シリーズ最大の吸引力

新バッテリーロック機構



連続作動
60/45分
標準/パワー
吸引モード

作動音
51/56dB
標準/パワー
吸引モード

※LV9N使用時

HEPA
フィルター対応
(オプション)

HEPA



Li-ion
リチウムイオン電池
はリサイクルへ

**9
Ah**



Clean Innovation Company
ペンギンワックス株式会社

本社・工場 大阪市東成区東中本3-10-14(〒537-0021) TEL06(6973)9131

ペンギンワックス 検索

東京支店 TEL 03(3387)9381
名古屋支店 TEL 052(824)1711
大阪支店 TEL 06(6973)9131
福岡支店 TEL 092(451)9411
札幌営業所 TEL 011(742)3701

仙台営業所 TEL 022(239)5161
北陸営業所 TEL 076(224)4281
広島営業所 TEL 082(509)5030
高松営業所 TEL 087(881)5067